

秋田市告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年10月11日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21025	手形西谷地 61号線	手形字西谷地87番3地先		168.00	6.00
		手形字西谷地41番4地先			
21026	手形西谷地 62号線	手形字西谷地88番3地先		70.20	4.00
		手形字西谷地73番3地先			
21027	手形十七流 32号線	手形字十七流85番1地内		133.50	6.00
		手形字十七流209番2地内			
21028	手形十七流 33号線	手形字蛇野156番地内		39.40	6.00
		手形字十七流210番地内			
21029	手形十七流 34号線	手形字十七流66番地先		30.00	6.00
		手形字十七流84番2地先			
80463	アカデミータ ウン19号線	広面字谷内佐渡189番2地先		51.40	6.00
		広面字谷内佐渡189番4地先			
80464	アカデミータ ウン20号線	広面字谷内佐渡191番11地先		22.60	6.00
		広面字谷内佐渡189番4地先			

2 縦覧期間

令和4年10月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を

除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで